

中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づく認定について(突発的災害)

○認定基準

1. 指定を受けた災害に起因して、当該災害の影響を受けていること。
2. 京丹波町内において1年以上継続して事業を行っていること。
3. ①当該災害後の最近1ヶ月の売上高が前年同期に比して20%以上減少している。
②その後の(①の災害後の最近1ヶ月間と連続した)2ヶ月間を含む、連続した3ヶ月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

○必要書類

法人申請者

- ・ 4号認定申請書 2部
- ・ (金融機関等による代理申請時の)委任状 1部
- ・ 法人の实在確認書類(法人謄本(履歴事項証明書)など) 1部
- ・ 月別の売上等が確認できる書類(確定申告書、決算書、売上台帳、試算表 等) 1部

個人申請者

- ・ 4号認定申請書 2部
- ・ (金融機関等による代理申請時の)委任状 1部
- ・ 個人の实在確認書類(確定申告書の写しなど) 1部
- ・ 月別の売上等が確認できる書類(確定申告書、決算書、売上台帳、試算表 等) 1部

※また必要に応じて以下の書類の提出を求めることがあります。

- ・ 決算報告書の写し
- ・ 所得申告書及び青色申告決算書または収支内訳書の写し

○その他

- ・ 金融機関等の事前または事後の相談は十分行ってください。